

検証意見書

2025 年 1 月 17 日
意見書番号：SGS25/122

株式会社三井 E&S
東京都中央区築地 5 丁目 6 番 4 号
代表取締役社長 CEO
高橋 岳之 様

SGS

検証目的

SGS ジャパン株式会社（以下、当社）は、株式会社三井E&S（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関するステートメント）について、検証基準（ISO14064-3:2019及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関するステートメントについて、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。GHG等に関するステートメントの作成及び公正な報告の責任は組織にある。

検証範囲

検証対象は、Scope1 及び Scope2、Scope3 である。
対象期間は 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日である。
詳細な検証対象範囲は別紙参照。

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：玉野事業場及び大分事業場の現地検証及び証憑突合、本社でのその他検証対象範囲に対する分析の検討及び質問

判断基準は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 4.9）、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver. 2.5）、同算定のための排出量原単位データベース（Ver. 3.3）及び組織が定めた手順を用いた。

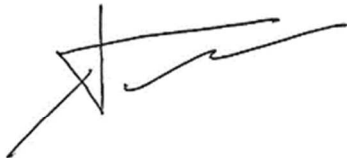
結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関するステートメントが、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGS ジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 1 3 4
横浜ビジネスパーク ノーススクエア I
ビジネス アシユアランス
認証・認定統括責任者

竹内 裕二



別紙

2025 年 1 月 17 日
意見書番号：SGS25/122

検証対象範囲の詳細

検証対象	検証範囲	GHG等に関するステートメント
1 Scope 1 (エネルギー起源二酸化炭素)	4生産拠点 (玉野事業場、玉原地区、千葉事業場、大分事業場) ※敷地外の移動体の燃料は除く	41.6 千 t- CO ₂
2 Scope 2 (エネルギー起源二酸化炭素)	8拠点 (本社及び4生産拠点、連結子会社の非生産3拠点) ※電力に限る。	34.8 千 t- CO ₂
3 Scope 3 (カテゴリー1)	組織単体 ※資材調達システムの情報をもとに算定。主要 3 事業の製品に係る資機材に限る。	752.0 千 t- CO ₂
4 Scope 3 (カテゴリー2)	組織単体	18.6 千 t- CO ₂
5 Scope 3 (カテゴリー3)	8拠点 (本社及び4生産拠点、連結子会社の非生産3拠点) ※電力に限る。	4.5 千 t- CO ₂
6 Scope 3 (カテゴリー4)	組織単体 ※資材調達システムの情報をもとに算定。主要 3 事業の製品に係る資機材に限る。	1.2 千 t- CO ₂
7 Scope 3 (カテゴリー5)	組織単体 4 拠点	1.6 千 t- CO ₂
8 Scope 3 (カテゴリー6)	組織単体	0.3 千 t- CO ₂
9 Scope 3 (カテゴリー7)	組織単体	1.0 千 t- CO ₂
10 Scope 3 (カテゴリー9)	組織単体 ※経理システムの情報をもとに算定。物流システム事業に限る。	16.9 千 t- CO ₂
11 Scope 3 (カテゴリー11)	組織単体 ※主要3事業の製品に限る。	1,409.5 千 t- CO ₂